

公益社団法人秦野市シルバー人材センターの正会員会費、
賛助会員会費及び契約金額等の口座振替による納付に関
する規程

(平成19年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター会費規程第2条第1項第1号及び第3号の規定に基づく正会員会費及び賛助会員会費の口座振替による納付（以下、「振替」という。）、及び公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款第4条第1号の規定による事業に伴う収入（以下、「契約金額等」という。）の振替に関する必要な事項を定める。

(納付の原則)

第2条 振替は、正会員、賛助会員及び発注者（以下、「会員等」という。）の便宜、現金の納付事務の簡素合理化、事故防止等を考慮して実施されなければならない。

(取扱金融機関)

第3条 振替を取り扱う金融機関は、公益社団法人秦野市シルバー人材センターが収納業務を委託した収納代行業者（以下、「収納代行業者」という。）が指定する金融機関の中から、会員等が任意に選択するものとする。

(振替指定口座)

第4条 振替を希望する会員等は、収納代行業者が指定する手続により、任意に選択した金融機関に預金口座又は貯金口座を設け、必要な金額を入金しておかなければならない。

(振替対象及び金額)

第5条 振替の対象となる会費又は契約金額等は、規程又は契約に基づいて請求される会費又は契約金額等とする。

2 正会員に限り、前項に規定する会費にシルバー保険の一部負担金、ふれあい倶楽部会費を合わせて振替ることが出来るものとする。

(振替の手続き等)

第6条 会員等が新たに振替を希望するとき、又は振替の内容を変更しようとするとき、若しくは振替を取り消すときは、収納代行業者

の指定する手続をとらなければならない。

(振替指定日)

第7条 振替日は、収納代行業者の指定する複数の日の中から、会費又は契約金額等の収納期限を考慮し、理事長が指定する。

(振替依頼)

第8条 理事長は、毎月の振替指定日に合わせて収納代行業者が指定する期日までに、明細を記録した磁気テープ等を収納代行業者に送付するものとする。この際、個人情報保護の観点からより安全で確実な方法を選択しなければならない。

(振替不能時の取扱)

第9条 収納代行業者の通知により、被振替指定口座に預金がない場合、その他の理由により振替が不能となったときは、理事長は当該会員又は発注者に対して口座の開設または入金を依頼し、収納代行業者に翌月の振替指定日に振替えるよう依頼するものとする。

(様式)

第10条 この規程による書式は、収納代行業者の指定するものとする。

附 則 (平成19年3月12日議案第18号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日議案第15号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日議案第12号)

この規約は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。